

地域実情に応じた介護保険制度の運用・改定についての意見書

介護保険制度が始まり、25年目と成りました。本市においては、高齢化率40パーセントを超え、今後更に充実が図られること、持続可能であること、給付と負担のバランスが保たれること、市民の皆様が健康長寿であることが望まれる最中、令和6年度介護報酬について改定され、現在運用と検証が行われているところであります。

本市の実情は、人口約4万6千人、面積約600平方キロ、海拔400メートルから1,400メートルに住民は居住し、行政効率の低い中山間地域であります。

昭和の始めには、無医村の地域も見られ、保健師の献身的な活動により地域住民は健康と生命を守って参りました。今もその精神は、本市の礎として引き継がれております。

国は、施設介護もさることながら、地域包括ケアシステムの構築により、在宅医療・在宅介護を目指しているところであります。

令和6年度の介護報酬の改定により現在運用がなされ、事業所等からのアンケートや直接ご意見を伺っているところであります。中山間地域の本市においても、加算等、様々な配慮はされているものの、介護従事者の不足は少子高齢化の影響により、施設介護・訪問介護、各事業者とも共通の悩みであります。

今後検証がなされ、介護報酬・介護保険全般において改定がされる方針であることと鑑みるところであります。

以上の実情により下記のとおり要望する。

記

- 1 検証結果を下に、地域実情に応じた介護報酬を始め介護保険制度の改定を行うこと。
- 2 地域実情に応じた介護保険制度の弾力的な運用を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

北杜市議会

提出先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣